

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【会社名】	株式会社鶴見製作所
【英訳名】	TSURUMI MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 辻本 治
【本店の所在の場所】	大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号
【電話番号】	(06)6911-2351
【事務連絡者氏名】	執行役員社長室長 辻本 将孝
【最寄りの連絡場所】	大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号
【電話番号】	(06)6911-2351
【事務連絡者氏名】	執行役員社長室長 辻本 将孝
【縦覧に供する場所】	株式会社鶴見製作所東京本社 (東京都台東区台東1丁目33番8号) 株式会社鶴見製作所中部支店 (名古屋市中村区牛田通2丁目19番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第71期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第5号議案まで） >

第1号議案 定款一部変更の件

当社定款第16条第1項（電子提供措置等）を変更し、附則第3条（電子提供措置等に関する経過措置）を新設する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、辻本 治、西村武幸、上田孝徳、織田浩典、鞠山正継、敦賀啓一郎および園田隆人（社外取締役）を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、田中祥博、亀井徹三および松本 浩を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、清水和也を選任する。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任する芝上英二氏に対し、退職慰労金を贈呈する。

< 株主提案（第6号議案） >

第6号議案 自己株式取得の件

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数2,000,000株、取得価格の総額4,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第5号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 定款一部変更の件	221,769	105	0	（注）1	可決（99.92%）
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 辻本 治	206,719	15,154	0	（注）2	可決（93.14%）
西村 武幸	213,828	8,046	0		可決（96.35%）
上田 孝徳	213,828	8,046	0		可決（96.35%）
織田 浩典	213,821	8,053	0		可決（96.34%）
鞠山 正継	213,828	8,046	0		可決（96.35%）
敦賀啓一郎	219,477	2,397	0		可決（98.89%）
園田 隆人	219,495	2,379	0		可決（98.90%）
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 田中 祥博	217,178	4,696	0	（注）2	可決（97.86%）
亀井 徹三	217,178	4,696	0		可決（97.86%）
松本 浩	217,178	4,696	0		可決（97.86%）
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 清水 和也	221,375	498	0	（注）2	可決（99.75%）
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	159,704	62,170	0	（注）3	可決（71.96%）

< 株主提案（第6号議案） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第6号議案 自己株式取得の件	50,865	171,007	0	（注）3	否決（22.92%）

各議案の可決要件は次のとおりです。

- （注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の5分の2以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- 3．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以 上